

泉中学校統合準備委員会 第4回 P T A部会 次 第

日 時 令和2年1月20日（月）
午後7時00分～
場 所 赤羽根中学校 図書室

1 開会あいさつ

2 議 題

【1】令和3年度 P T A会則・規約について

【2】令和3年度 P T A事業について

【3】令和3年度 P T A会計について

【4】令和2年の予定

- ・新旧役員引き継ぎ会（令和3年1月）
- ・泉中臨時P T A総会：P T A組織の解散、赤羽根中P T Aへの移行
- ・赤中臨時P T A総会：新規約の承認
- ・第1回理事会（3月：役割分担、活動内容、P T A総会に向けて）

【5】その他

- ・Bブロック女性代表ローテーション

3 連 絡

○各小学校区の理事数が少なくなる。⇒各校区の選出方法の検討を。

4 閉 会

第 1 章 総 則

第1条 本会の名称は、田原市立赤羽根中学校PTAと称し、その事務局を同校におく。

第2条 本会は、父母と教師による自主独立した団体であり、学校・家庭・地域社会が密接な連携をとり、教育の推進と生徒の福祉を図り、あわせて会員相互の教養を高めることを目的とする。

第3条 本会は、本校生徒の父母または保護者、ならびに本校職員、その他会費を納入する者をもって組織する。

第4条 本会は、その目的を達成するために、つぎの活動を行う。

- (1) 学校教育のための父母と教師の連絡・協議
- (2) 学校教育施設・設備の充実
- (3) 社会教育の向上
- (4) 会員の修養、研鑽、親和
- (5) 生徒および会員の福利厚生
- (6) 家庭教育、校外生活の充実、補導
- (7) 他のPTAおよび教育的諸団体との連絡提携
- (8) その他、目的達成に必要な事項

第 2 章 機 関

第5条 本会に、つぎの機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 支部会

第6条 総会は、本会の最高決議機関であり、毎年1回学年始めに開催し、会務、会計の報告、承認を求め、本会の活動および運営の大本を決定し、予算および他の重要事項を審議し、役員の選出を行う。
必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第7条 理事会は、総会につぐ決議機関で、年3回以上開催し、総会で決定した方針に従い諸事項を審議し、会務を執行する。
理事は、教養委員会、広報委員会、生活環境委員会、保健厚生委員会のいずれかの委員会に属す。各委員会は、事業の計画、予算を編成し、理事会の決議を経て実行する。

第8条 支部会は、各小学校区で組織し、支部長を中心として、総会および理事会の決定に従い会務を執行する。

第 3 章 役 員

第 9 条 本会に、つぎの役員をおく。

会長 1 名 副会長 2 名 支部長 4 名 書記 3 名 (教師 1 名を含む)
会計 2 名 (教師 1 名を含む) 会計監査 2 名 理事若干名

第 10 条 役員の任務は、つぎのとおりとする。

- (1) 会長は会務を総理し、本会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があればこれを代行する。
- (3) 支部長は各支部を代表し、支部の会務を分掌して緊急な事務を処理する。
- (4) 書記は本会のすべての記録を保管し、諸通知の発送を行う。
- (5) 会計は金銭出納に関する事務を行い、関係諸帳簿を保管する。
- (6) 会計監査は会計事務を監督する。
- (7) 理事は総会で決定した方針に従い、本会の活動を企画協議し会務を執行する。

第 11 条 本会に顧問をおくことができる。顧問は総会で推薦し、会長が委嘱する。顧問は本会の諮問に応じる。

第 12 条 役員の任期は 1 か年とし、再選を妨げない。但し、生徒の在学している期間に限る。

第 4 章 会 計

第 13 条 本会の経費は、会費、その他の収入をもってこれにあてる。

会費は 1 世帯年間 3, 0 0 0 円 とする。原則として 5 月に 1 か年分を納入する。退会の場合は月割りで返金する。

但し、理事会が必要と認めたときには臨時費を徴収することができる。

第 14 条 本会の会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日までとする。

第 5 章 規約改正

第 15 条 本規約は総会出席者の過半数の同意により、改廃することができる。

第 6 章 雑 則

第 16 条 本会に必要な細則は、別にこれを定める。細則は理事会の議決を得れば、変更できるものとする。

付 則 本規約は、昭和 4 4 年 4 月 2 4 日より施行する。

(一部改正 昭和 5 1 . 4 . 2 2)

(一部改正 平成 1 6 . 4 . 1 7)

泉中学校との統合により、規約を改正し、令和 3 年 4 月〇日より施行する。

細 則

赤羽根中学校 P T A

第 1 条 弔慰・見舞いに関する規定

- (1) 会員（生徒の保護者、学校職員）が死亡したときは、5, 0 0 0 円の香料をおくり役員代表が会葬する。
- (2) 生徒が死亡したときは、5, 0 0 0 円の香料をおくり役員代表が会葬する。
- (3) 生徒が疾病・傷害で欠席 1 か月程度におよぶと思われるときは、3, 0 0 0 円程度の見舞品を学校代表が届ける。
- (4) 上記 1 ～ 3 条以外で、特に弔慰・見舞すべき事情が発生したときは、役員会に付議し決定する。
- (5) この規定による支出は P T A 会計による。
- (6) この規定に伴う返礼は一切受けない。

第 2 条 P T A 役員の選出

- (1) 会長は、4 小学校区で順番に選出する。会長のでない 3 小学校区で会長以外の役員を選出する。P T A 役員の選出は、支部長を中心に行う。役員は、総会の承認を得る。
- (2) 委員会の構成員は、会長が委嘱する。委員長は、各委員会で互選する。

付 則 この規定は、令和 3 年 4 月 日から施行する。

令和3年度 赤羽根中学校 PTA 活動（案）

4 月	PTA 総会	
5 月	体育大会参加	
6 月	通学路除草作業 学校保健委員会（保健厚生委員会） 子どもたちの健やかな成長を願う会＜市 P 連＞ 市 P 連懇親ソフトバレー大会＜市 P 連＞	
7 月	第 2 回理事会 PTA 新聞発行（広報委員会） 夏祭り巡回指導（生活環境委員会）	
9 月	ふれあい活動（親子 SNS 講座）（教養委員会）	
10 月	第 3 回理事会 文化祭参加	
11 月	学校保健委員会（保健厚生委員会） PTA 環境整備作業 B ブロックソフトバレー大会参加＜市 P 連＞	
12 月	第 4 回理事会 PTA 新聞発行（広報委員会） 教育講演会参加＜市 P 連＞	
1 月	新旧 P 長・副 P 長引き継ぎ会 市 P 連研究発表会参加＜市 P 連＞	
2 月	第 5 回理事会	
3 月	卒業式参加 PTA 新聞発行（広報委員会） 次年度第 1 回理事会	

委員会の名称と活動内容の変更（令和2年度より）

- ・生活補導委員会→生活環境委員会……★PTA 環境整備作業の中心となる
- ・新年度（令和3年度）第1回理事会：新委員長決め ☆令和3年3月に行う

令和3年度 PTA会計 試算

収入総額	675,000	PTA会員(概算)205 3, 0 0 0円 × 205=615, 000円
支出総額	675,000	教職員(概算) 20 3, 0 0 0円 × 20= 60, 000円
差引残額	0	計 675, 000円

◎収入の部

(単位:円)

項 目	試算額	備 考
会 費	675,000	
繰越金	0	
雑収入	0	
合 計	675,000	

◎支出の部

(単位:円)

項 目	試算額	備 考
1, 本部費	75,000	
・事務費	20,000	総会理事会等用紙代・印刷用インク
・旅 費	25,000	役員交通費補助費
・負担金	30,000	連絡協議会,安全互助会負担金
2, 事業費	277,000	
・研修費	58,000	ゆうゆう補助、読み物、
・環境整備費	146,000	農機具代、肥料・石灰など環境整備等、
・福利厚生費	15,000	PTA保険・香料等
・委員会活動費	58,000	PTA作業・ソフトバレー用お茶代、広報紙印刷用トナーなど
3, 教育奨励費	322,000	
・部活奨励費	256,000	各部活動費
・報償費	12,000	卒業証書入れ筒
・学習活動補助費	54,000	外部講師料等
4, 予備費	1,000	
合 計	675,000	

【Bブロック女性代表ローテーションについて】

◆市P連会長 Bブロック：東中校区と赤中校区で交互 赤中校区はBの令5、令11が該当
赤中校区のP会長で話し合い決定している。

◆Bブロックの女性代表：赤中校区の時、赤中女性副会長が担当していた。4と2の校区ばかり当たる。
→ **校区5校（赤中＋4小）で順番にする**（東中校区は5校で順番）

《赤中会長、副会長担当と市P連ローテーション》1:赤 2:若 3:泉 4:高

年度		令3	令4	令5	令6	令7	令8	令9	令10	令11	令12	令13
会長		1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3
副会長	男	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
	女	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1
書記	男	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2
	女	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
会計	不問	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1
会計監査	不問	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2
支部長	各小学校区1名：男女不問：他役員と兼務可											
一般理事・委員	12人	12人	12人	12人	12人	12人	12人	12人	12人	12人	12人	12人
会長と市P連												
年 度	令2	令3	令4	令5	令6	令7	令8	令9	令10	令11	令12	令13
Bブロック代表		赤中校区		赤中校区		赤中校区		赤中校区		赤中校区		赤中校区
市P会長	B	A	C	<u>B</u>	A	C	B	A	C	<u>B</u>	A	C
県・三河役員	副会長				監査			監査				
女性副会長と市P連												
	令2	令3	令4	令5	令6	令7	令8	令9	令10	令11	令12	令13
Bブロック女性代表	赤中校区		赤中校区		赤中校区		赤中校区		赤中校区		赤中校区	
	◆赤中(若戸)		ア		イ		ウ		エ		オ	
市女性部長	C	A	<u>B</u>	C	A	B	C	A	<u>B</u>	C	A	B
県・三河役員						副会長			会計			

ア：赤羽根小 イ：若戸小 ウ：泉小 エ：高松小 オ：赤羽根中